

固定資産の減損会計④

固定資産の減損会計では、①資産のグルーピング、②減損の兆候の判定、③減損損失の認識の判定、④減損損失の測定の4つのステップにより検討が行われます。

今回は固定資産の減損会計のうち、④のステップの減損損失の測定についてご紹介したいと思います。

減損損失の測定では、③のステップで減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損失とすることとされています。

回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額とされています。通常は、使用価値は正味売却価額より高いと考えられるため、減損損失の測定において、明らかに正味売却価額が高いと想定される場合や、処分がすぐに予定されている場合などを除き、必ずしも現在の正味売却価額を算定する必要はないとされています。

使用価値は、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値として算出されます。将来キャッシュ・フローの見積りは企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積りを行う必要があります。取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報（例えば予算やその修正資料、業績評価の基礎データ等）と整合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して将来キャッシュ・フローを見積ることとなります。なお、中長期計画の見積り期間を超える期間については、合理的な反証がない限り、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は低減する成長率（ゼロやマイナスになる場合もある。）の仮定を置いて見積りを行います。

また、使用価値の算定に際して用いられる割引率は、貨幣の時間価値を反映した税引前の利率とされており、資産又は資産グループに係る将来キャッシュ・フローがその見積り値から乖離するリスクが将来キャッシュ・フローに反映されていない場合には、割引率に反映させることとなります。

上記の結果、資産グループについて認識された減損損失は、帳簿価額に基づいて比例配分する方法のほか、各構成資産の時価を考慮した配分等合理的であると認められる方法により、当該資産グループの各構成資産に配分することとなります。

以上